

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月十五日から適用する。

令和八年七月十四日

厚生労働大臣 上野賢一郎

改 正 後			改 正 前	
別表 第1部～第8部（略） 第1部～第8部（略）			別表 第1部～第8部（略） 第1部～第8部（略） （新設）	
第9部 追 補 (5)				
品 名			規 格 単 位	
			薬 価 円	
<u>(さ)</u>				
ジヤスケイド錠 9 mg			<u>9 mg 1 錠</u>	
ジヤスケイド錠 18mg			<u>18mg 1 錠</u>	
<u>(は)</u>				
ハイツエキシシ錠 10mg			<u>10mg 1 錠</u>	
			<u>7, 313. 40</u>	
外 用 薬			規 格 単 位	
品 名			薬 価 円	
<u>(あ)</u>				
アロステムシート			<u>5 cm × 5 cm 1 枚</u>	
エトスチラトリシ勝脈内注射液			<u>20mL 1 瓶</u>	
			<u>2, 327, 036. 90</u>	